**横浜市立学校普通使用許可申請書（学校開放用）**

令和６年　　月　　日

　　　　　　　　　　学校長

【申請者】団体名　　　　　　　学校市民図書室運営委員会

会長

　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間、部活動を含む学校教育活動、その他学校開放に優先する活動に支障のない範囲で、次のとおり学校施設の使用許可を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用施設名**使用する施設を○で囲む** | 使用曜日**使用する曜日を○で囲む** | 使用時間**状況に合わせ修正記入** | 備　　考 |
| 校庭 | 平日、土・日曜日、休日 | 午前　時～午後　時 |  |
| 夜間（平日、土日休日） | 午後　時～午後　時 | 夜間照明設置校のみ |
| 体育館 | 平日、土・日曜日、休日 | 午前　時～午後　時 |  |
| 夜間（平日、土日休日） | 午後　時～午後　時 |  |
| 特別教室(　市民図書室　)※教室名を記入 | 平日、土・日曜日、休日 | 午前　時～午後　時 |  |
| 夜間（平日、土日休日） | 午後　時～午後　時 |  |
| その他(　　　　　　　　　)※開放施設名を記入 | 平日、土・日曜日、休日 | 午前　時～午後　時 |  |
| 夜間（平日、土日休日） | 午後　時～午後　時 |  |

**横浜市立学校普通使用許可書（学校開放用）**

令和５年　　月　　日

団体名　　　　　　　学校市民図書室運営委員会

会長

　　　　　　　　　　学校長　　印

　令和６年　　月　　日付けで申請がありました、市立学校の学校施設の普通使用を次の条件のとおり許可します。

○火気の使用は禁止します。

○施設、備品の破損または事故が生じた場合は、すみやかに学校管理者または代行者に申し出て、指示に従ってください。

○利用時の事故については、利用者の責任及び負担となりますのでご承知おきください。

○利用後は原状に復し、清掃を行ってからお帰りください。

○申請内容の変更、用具の利用については、学校管理者に事前にご相談ください。

○使用許可内容にかかわらず、学校使用等により、予告なく許可を取り消すことがあります。

○その他、使用する学校のきまりに従い、秩序ある学校施設の利用と円滑な運営にご協力ください。

○夜間使用（午後６時から午後９時）については、１時間あたり校庭700円、体育館150円、格技場50円に実使用時間を乗じた額を、横浜市の指定した期日までに夜間照明電気料として横浜市に納付してください。

（コピーして正本は運営委員会保管、写しは学校及び教育委員会事務局保管）